

津市監査委員告示第6号

平成21年6月3日に提出された「津市職員措置請求書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき行った監査の結果を、同年7月22日に下記のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

平成21年7月24日

津市監査委員	岡	部	高	樹
同	田	端	隆	登
同	水	谷	友	紀子
同	山	中	利	之

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求書は、平成21年6月3日に受理した。

2 請求人

住所 津市

氏名 田 中 修

3 請求の概要

本件監査請求書、事実証明書、請求人の陳述等の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

なお、請求人の陳述は、平成21年6月24日に聴取した。

(1) 主張の要旨

津市長松田直久（以下「市長」という。）は、平成21年3月31日をもって勤務延長の期限が到来した防災危機管理室長（当時）の中西秀輝（以下「本件職員」という。）の勤務について、津市職員の定年等に関する条例（平成18年津市条例第31号。以下「職員定年条例」という。）第4条第2項の規定に基づき、当該期限を平成22年3月31日まで延長する処分（以下「本件期限延長処分」という。）をし、平成21年4月1日付けで本件職員を津市消防長（以下「消防長」という。）に昇任させ

た。

しかし、職員の定年退職の特例を定めた地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の3の趣旨は、当該職員の職務の特殊性又は当該職員の職務の遂行上の特別な事情のいずれかの要件に基づいて公務上の必要性がある場合に限り、あくまで当該職務に従事させるために勤務を延長させるものである。

したがって、防災危機管理室長として勤務を延長させた本件職員について、本件期限延長処分をし、異なる職である消防長に昇任させたことは、地公法第28条の3に違反しており、本件期限延長処分は無効である。

（2）求める措置の内容

監査委員は、市長及びその補助職員に対し、本件期限延長処分を取り消すための必要な措置を講じるよう勧告せよ。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

監査対象事項は、本件監査請求は「適法な監査請求であるか否か」とした。

2 監査の手続

監査の手続は、請求人の陳述の聴取、新たに提出された証拠等の精査のほか、総務部人事課関係職員の陳述を聴取した。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

市長は、職員定年条例第4条第2項の規定に基づき、本件職員の勤務延長の期限を平成22年3月31日まで延長するため、平成21年3月18日付けで「職員の勤務延長に係る期限の延長について（伺い）」を決裁後、同月31日付けで本件期限延長処分をし、同年4月1日付けで本件職員を消防長に任命した。

2 結論

本件監査請求は、適法な監査請求であると認めることはできないと判断

したため、これを却下する。

3 結論に至った理由

上記の結論に至った理由は、次のとおりである。

(1) 監査請求の対象事項について

法第242条第1項の規定に基づく監査請求は、地方公共団体の財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象となる事項は、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときに限られ、これらの事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。そして、地方公共団体の長、職員等によるこれらの財務会計上の行為又は事実が、違法又は不当であると認められるときは、それらによって当該地方公共団体が被った財産上の損害を補填するための措置などを講じるよう請求することができるものである。

したがって、監査請求が適法と言えるためには、その対象とする事項が、財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものでなければならない。

(2) 本件監査請求について

前記趣旨のもと、本件監査請求について見ると、請求人の主張は、本件期限延長処分は違法に当たるので、市長等に対し、これを取り消すための必要な措置を講じるよう請求するものである。

したがって、本件監査請求が適法と言えるためには、本件期限延長処分が、財務会計上の行為に当たると評価し得る場合でなければならず、この点について判断する。

地方公共団体の職員の定年制は、職員の新陳代謝を計画的に行うことにより組織の活力を確保し、もって公務能率の維持増進を図ることを目的として、法律及び条例の定めるところにより、一定の年齢に達したことを理由として自動的に退職する制度であるが、地公法第28条の3は、定年制の特例として、特定の職員に定年後も引き続きその職務を担当させることが公務遂行上必要であると認められる場合には、その職務の遂行に支障が生じることがないように、定年制の趣旨を損なわない範囲で勤務の延長を認めるものであり、勤務延長の期限が到来する場合において、

当該期限を延長するときも同様である。

したがって、地方公共団体の職員の勤務を延長するか否か、又は勤務延長の期限を延長するか否かは、任命権者がもっぱら公務上の必要性の見地に基づいて判断し、これが肯定される場合において、当該職員の同意を得て決定されるものである。そして、定年制が法律及び条例事項とされるのは、地方公共団体の職員の任命行為等が、私法上の契約ではなく、公法上の処分であることを前提としており、当該職員の同意に基づくものであっても、勤務を延長し、又は勤務延長の期限を延長する行為が私法上の契約に相当するものとは言えず、財務会計上の行為に当たると解することはできない。

もっとも、本件期限延長処分により、本件職員が消防長の職務に従事したことに伴い給与が支払われることになるが、それは本件職員による労務提供の対価として、市がその債務を負担するものであり、本件期限延長処分による本来的、直接的効果と言えるものではない。

以上のことから、本件期限延長処分が地公法第28条の3に違反するとして、その取消しを求めて監査請求をすることは、法第242条第1項が対象とする財務会計上の行為に該当しない事項を対象とするものであり、本件期限延長処分が違法であるか否かを見るまでもなく、不適法であると判断した。

以上